

平成28年美郷町議会議事録

第2回 定例（第4号）

招集年月日	平成28年 6月 7日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	平成28年 6月15日 午前 9時30分				
		議長 西嶋 二郎				
	散会 ・ 閉会	平成28年 6月15日 午前 9時58分				
		議長 西嶋 二郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席〇〇名 欠席〇〇名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	議長 (12)	西嶋 二郎	○	5	岩根 和博	○
	副議長 (8)	安田 勝司	○	6	山本 幹雄	○
	1	原 克美	○			
	2	福島 教次郎	○	9	黒川 民次郎	○
	3	栗原 進	○	10	箕根 正一	○
	4	藤原 修治	○	11	佐竹 一夫	○

会議録署名 議員	10番	篠根正一	11番	佐竹一夫
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ 司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	赤穴 清
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	漆谷和彦		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 窪田英通 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成 28 年美郷町議会第 2 回定例会議事日程 (第 11 号)

平成 28 年 6 月 15 日 (水) 午前 9 時 30 分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	請願・陳情審査報告、質疑、討論、表決
3	委員会審査報告、質疑、表決
4	<p>議案の討論、表決</p> <p>議案第 36 号 美郷町国民健康保険税条例の一部をする条例について</p> <p>議案第 37 号 平成 28 年度美郷町一般会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 38 号 平成 28 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 39 号 平成 28 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 40 号 平成 28 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 41 号 平成 28 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 42 号 平成 28 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて (美郷町税条例等の一部を改正する条例)</p> <p>議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて (美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)</p> <p>議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについて (行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例)</p> <p>議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 27 年度美郷町一般会計補正予算 (第 7 号))</p> <p>議案第 47 号 公の施設の指定管理者の指定について (簡易給水施設 15 施設)</p> <p>議案第 48 号 財産の取得について (土地及び定着物)</p>
5	常任委員会委員の選任
6	議員派遣の件
7	委員会の継続審査調査付託

●西嶋議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番・旗根議員、11番・佐竹議員を指名いたします。

日程第2、請願陳情審査報告、質疑、討論、表決を議題といたします。

産業建設委員会から請願審査報告書が提出されていますので、報告を求めます。

10番、旗根委員長。

●旗根議員

失礼します。産業建設委員会から、請願審査報告を申し上げます。

平成28年6月15日、美郷町議会議長 西嶋二郎 様。

産業建設委員会委員長 旗根正一。

請願審査報告書、本委員会に付託された請願について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第94条の規定により報告をします。記、受理番号、美議請第1号、請願の要旨、町道奥山線の崩落落石対策について。審議結果、採択とさせていただきます。以上でございます。よろしくお願ひします。

●西嶋議長

報告が終わりました。質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。委員長ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。美議請第1号 町道奥山線の崩落、落石対策についてであります。委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は、採択とすることに決しました。

続いて、教育民生委員会から陳情審査報告書が提出されていますので、報告を求めます。

6番、教育民生委員長、山本議員。

●山本議員

読み上げて、報告をさせていただきます。

平成28年6月15日、美郷町議会議長 西嶋二郎 様。

教育民生委員会委員長 山本幹雄。

陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。記、受理番号、美議陳第8号、陳情の要旨、国民皆保険制度の維持発展の意見書提出を求める陳情書。審議結果、趣旨採択。

意見、美議陳第8号、国民皆保険制度の維持発展の意見書提出を求める陳情書については、国民皆保険制度の維持発展を求める意見書を政府に提出するよう求めている。国民皆保険制度は、恒久的に維持可能な制度が必要であり、国や保険者の財政状況を踏まえ、検討がなされ、その中で進めていくべきと考える。

また、現在、県内国民健康保険者は、平成30年度には統合し、1保険者となるよう計画している。県も保険料負担の平準化に向け、国に財政支援を要請しているところでもあり、国民皆保険制度が根底から揺らぐような状況下にもないことから、趣旨採択として、意見書は提出しないこととした。以上であります。

●西嶋議長

報告が終わりました。質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。委員長ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありますか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。美議陳第8号、国民皆保険制度の維持発展の意見書提出を求める陳情書についてであります。委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり趣旨採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本案は、趣旨採択とすることに決しました。

日程第3、委員会審査報告、質疑、表決を議題といたします。

議会改革特別委員会から付託した案件の審査報告書が提出されていますので、報告を求めます。

山本議会改革特別委員長。

●山本議員

読み上げて、報告をさせていただきます。

平成28年6月15日、美郷町議会議長 西嶋二郎 様。

議会改革特別委員会委員長 山本幹雄。

議会改革特別委員会審査報告書、本委員会に付託された案件について慎重に審議をし、結論を得ましたので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。本委員会に付託された案件は、1、基本条例に関する事、2、議会中継に関する事、3、議員定数に関する事の3件について、17回の委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

基本条例については、平成28年第1回定例会において制定しましたし、議会中継については、今議会から中継が始まっております。

最後になりました議員定数について、ここに審査結果を報告するものです。

美郷町議会の議員定数は、合併時に決定した14名により、平成17年に選挙を行った後、平成21年の改選から、現在の12名に変更しました。その後、平成25年第1回定例会において、議員定数見直しの陳情を採択し、設置された議会改革特別委員会で実施した町民アンケート結果により、平成25年第2回定例会において、現状維持の12名の結論を出しました。同年8月に改選された議会においても、引き続き議会改革を進めようと、改めて議会改革特別委員会を設置し、議会基本条例の制定や、インターネット議会中継に合わせて、議員定数について議論してきたところです。

議員定数は、平成23年の地方自治法の改正により、人口による上限枠は撤廃され、それぞれ条例で定めることになってはいますが、ここ30年間は、定数削減の流れが続いています。一般的に、定数問題は、行政改革の観点からだけではなく、民主政治の原点として、議会の在り方を考える必要があります。民意の代表機関である議会の縮小が、民主政治の縮小になってはならないと思いますが、合理的な基準がないまま、削減が求められ続けてきています。

議員定数の削減が求められる主な理由のひとつに、財政要因があり、財政がひっ迫し行財政改革の観点から、議会も予算を減らすべきだとの考え方があります。美郷町議会は合併後、議会としても定数削減や議会費の節減に努力してきており、現在の議員定数は合併前の1町分の12名であり、これ以上減らしても財政効果は少なく、むしろ住民の声が届かなくなるなど失うものが大きいと考えています。

2つ目としては、横並びの慣例で、近隣や同規模の自治体の議員定数を減らしているからという理由によるもので、わが町が特例になってはいけないという意識です。近年は自治体の規模は同じでも議会活動の質に大きな格差が生じています。議会改革に取り組み、議会基本条例を制定し、変わっていかうとしている美郷町議会をどう評価すればよいのでしょうか。

3つ目は、人口要因で、人口が減少しているからその代表たる議員の数も減らすべきとの論であります。法律の改正により、定数の人口による法的根拠はなくなっていますが、人口減を議員定数に結びつけて考える傾向が強いと思います。しかしながら、人口は減少しても議員・議会の仕事は減ることにはならず、むしろ近年の地方分権により、議会改革や住民から要望の強い議会の情報公開、説明責任や事業成果に対する責任と、議員の仕事は増大しています。

4つ目は、不信要因で、議会が住民の代表機関として、仕事をしているようには見えないという住民の意見があります。一般論として役に立っていない議会という、議会に対するマイナスイメージが強いため、議論が議員定数を減らす方向に流れてしまうのであって、情報公開など議会改革を進めていく中で、理解をいただくしかない課題と考えています。

最後のひとつは、選挙要因であります。住民の議員・議会への評価が低く、かつ待遇も悪いとなれば議員に出ようという人が少なくなり、とりわけ若い人や女性が町政に対し関心が薄くなっていて、定数割れが起こっても不思議ではない状況が、全国的に小規模町村で起こっております。

このように議員定数の削減には、周辺自治体との対比や、議会にも責任の一端はあるとしても、町政への無関心など合理的根拠はないと考えます。

議員や議会に対する評価が低いのはなぜなのか考えてみると、制度的に中央からの莫大な情報と中央集権に結びついた強い権力を持つ町長に対し、議会は脇役でしかありません。また、法による二元代表民主制の意義を正當に理解せず、議会は自己改革を怠ってきた事や議会の広聴・広報の在り方など、見えない議会になっていたのではないかと思います。

今、美郷町議会は議会基本条例を制定し、この問題の解決に踏み出し、改革の緒についたところでもあります。議会報告会や一般会議を通じて住民の中へ積極的に飛び込み、住民と議論し、住民の参加してもらえる議会をつくらうとしています。議員と議員、町長と議員、町民と議員が討議して、よりよい町づくりを進めなければならないと思います。議会としても積極的に政策、行財政のあり方を提言する必要があります。

しかし、議員数を減らすとこの課題に応えられないし、ある程度の議員数を確保しなければ地域、男女、世代間の問題を反映・解決できなくなると考えます。また、議員定数を行政の無駄を省く行政改革と同様に考えるのは間違いであり、議員は、片手間な仕事ではなく、専門的な知識や情報がないと、議会の使命のひとつである行政の監視はできないと

考えます。

一般質問や議案審議、議会報告会などでの質疑や説明を的確に行うためにも、自己研鑽だけでなく、専門的な研修などに積極的に参加し、意思統一も図るべきと考えます。

人口減少に反比例して行政課題は増大し、過疎化・少子化に伴う新たな課題も発生するなど行政の事務量は増加しています。同様に議員の仕事も、住民との交流、議会内部の討議、行政の監視、政策の提案など、仕事量は増大していると思います。

平成21年に現行の12名になって7年が経過しました。この間、任期中の議員の死亡により定数減となりましたが、法的に補充ができなかったため通算で6年近くを11名の議員で務めてまいりました。一昨年、2つであった常任委員会を3常任委員会とし、一人が2つの委員会に加わることが可能としたため、委員会審議を活発な討議ができる人数とすることができました。長期間を11名で務めてきたからといって、議員定数がこの人数で良いとは思っていません。

現在の定数は、旧法でいう人口2000人以下の最低の議員数になっていますが、これ以上減ずる根拠はどこにあるのか、非常に疑問であると考えます。議員定数を減ずる合理的な理由が明確でない現状の中、美郷町議会は、基本条例を制定し、町民に開かれた議会、説明責任の果たせる議会に変貌しようとしています。議会改革はまだ道半ばであります。基本条例に基づき、町民の要望を汲み上げ、町政に反映させることを積極的に取り組まなければならない、大きな責任を感じております。

美郷町議会議員定数についての結論であります。町長と議会が緊張感を持って町政発展を目指して、相対峙し、よりよい方向を導き出し、理想とする夢あふれる協働の町の実現のため、議員定数は現状維持の12名のままとするものであります。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

●西嶋議長

報告が終わりました。質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。委員長ご苦労さまでした。

お諮りします。議会改革特別委員長の審査報告について、報告書のとおりとすることに異議はありませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、委員長の報告は原案のとおりとすることに決しました。

日程第3、議案の討論、表決を議題といたします。

初めに、条例案1件、議案第36号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第36号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、本条例案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号、平成28年度美郷町一般会計補正予算第1号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第37号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第38号、平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第38号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号、平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第39号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第40号、平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第40号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号、平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第41号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号、平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありますか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第42号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、一般事件案のうち、専決処分の承認を求めることについて、4件の討論、表決に入ります。

はじめに、議案第43号、美郷町税条例等の一部を改正する条例に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありますか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第43号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第44号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第44号は、議案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第45号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号、平成27年度美郷町一般会計補正予算第7号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第46号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

以上で、専決処分の承認を求めることについて、4件の討論、表決を終わります。

続きまして議案第47号、公の施設の指定管理者の指定、簡易給水施設15施設についての討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号、財産の取得、土地及び定着物についての討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、美郷町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり、指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、常任委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決しました。

日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。お手元に配布してあるとおり、議員派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

日程第7、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。お手元に配布しておりますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、それぞれの委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、それぞれの委員会へ付託いたしますので、審査、調査をお願いいたします。

本定例会へ付議されました案件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成28年美郷町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした

(閉会 午前 9時 58分)